

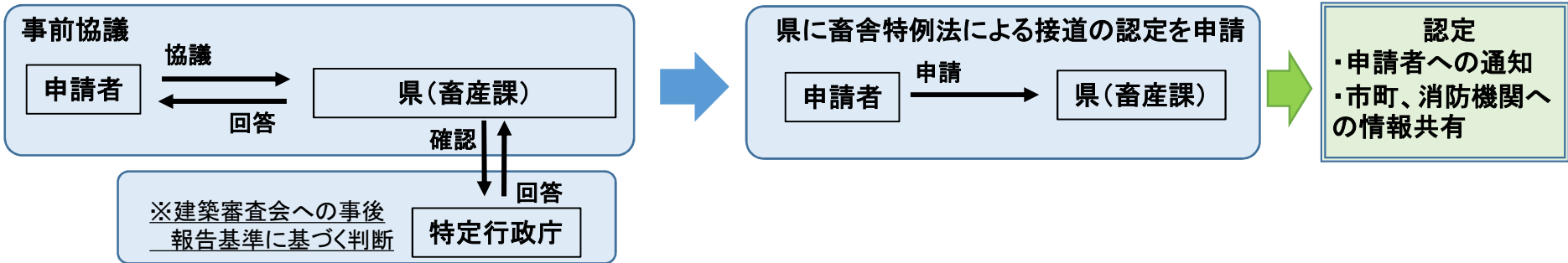
滋賀県における畜舎特例法に基づく各種申請の概要

1. 敷地を畜舎特例法と建築基準法の敷地に分割する場合

- ・建築基準法令の規定の適用を受ける建築物および工作物と、畜舎特例法の規定の適用を受ける畜舎等は、同一敷地内に存することはできないため敷地を分ける必要があります。
- ・分割後の建築基準法令の規定を受ける建築物および工作物が建築基準法令に適合しているかについて、申請者から特定行政庁に相談いただきます。
- ・申請者が県に畜舎利用計画の認定や変更を申請する際には、県から申請者に相談記録等の提出を求めます。

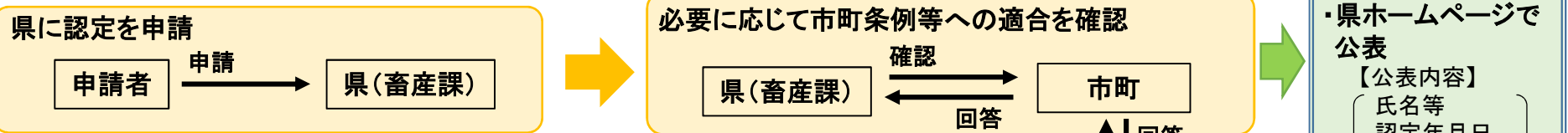
2. 敷地と接道の特例を適用する場合（省令第48条第2項）

- ・畜舎特例法における接道の特例の認定は、各地域のまちづくりや安全等に関わることから、各特定行政庁が定める建築審査会への事後報告基準を尊重して判断します。
- ・申請者との事前協議を行い、県から各特定行政庁に建築審査会への事後報告基準による判断について照会します。
- ・市町には道路管理者である場合等、必要に応じて相談等を行います。

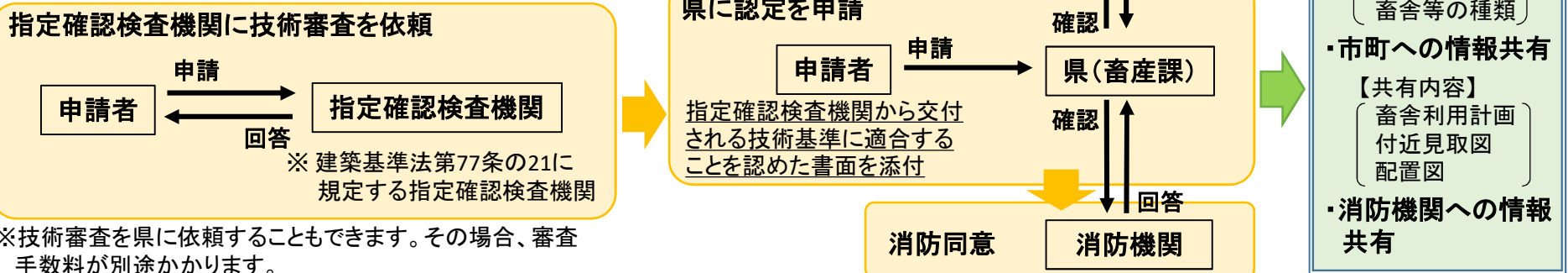


3. 畜舎建築利用計画の認定・変更を申請する場合（法第3条第1項、法第4条第1項）

(1) 特例畜舎等(3,000m²以下)の場合

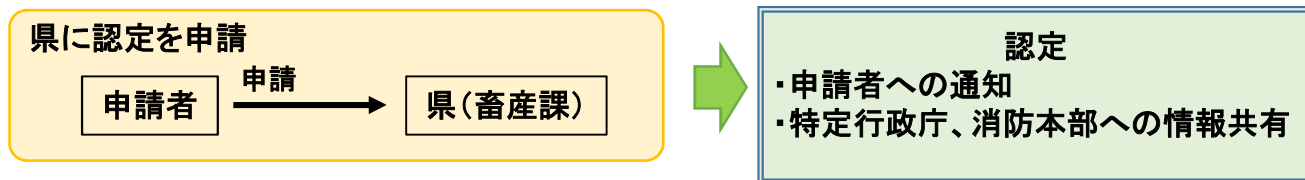


(2) 特例畜舎等以外の畜舎等(大規模畜舎等)の場合



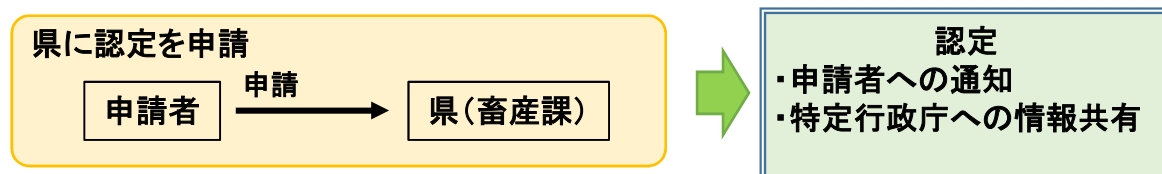
4. 仮使用の認定（法第6条第2項ただし書き）

※特例畜舎等以外の畜舎等（大規模畜舎等）の場合のみ
※特例畜舎等（3,000m²以下）では仮使用の認定は不要



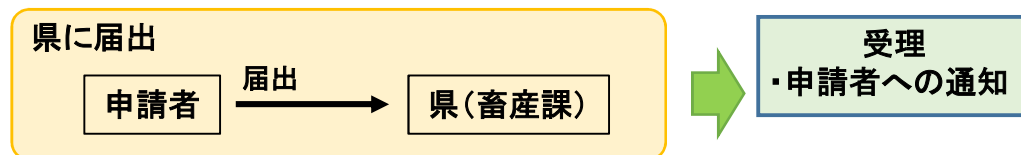
5. 認定計画実施者の変更に関する認定

- (1) 認定畜舎等の譲渡および譲受けの認可の申請に対する審査（法第10条第1項）
- (2) 認定計画実施者である法人の合併の認可の申請に対する審査（法第10条第2項）
- (3) 認定計画実施者である法人の分割の認可の申請に対する審査（法第10条第3項）



6. 各種届出等

- (1) 認定畜舎等の建築等工事完了の届出（法第6条第1項）
- (2) 畜舎建築利用計画の軽微な変更に係る届出（法第4条第2項）
- (3) 認定計画実施者の相続の届出（法第9条第2項）
- (4) 認定計画実施者である法人が合併以外の事由により解散したときの届出（法第11条第1項）
- (5) 認定畜舎等の利用状況の定期報告（法第13条第1項）
- (6) 認定畜舎等の滅失の届出（法第13条第2項）



〈お問い合わせ先〉

滋賀県農政水産部畜産課
生産衛生・耕畜連携係 TEL:077-528-3855

滋賀県土木交通部建築課建築指導室
指導係 TEL:077-528-4258